

ドイツにおける信条冒瀆罪正当化の試みの 憲法学的一考察 (1)

—— 宗教をめぐる「情念」の保護のための巧知？ ——

菅 沼 博 子*

- I はじめに
- II 信条冒瀆罪の制定過程
- III 信条冒瀆罪をめぐる裁判例・判例とムハンマド風刺画事件の検討 (以上本号)
- IV 信条冒瀆罪正当化をめぐる憲法学説・刑法学説の論争
- V おわりに

I はじめに

1 問題関心の所在 —— なぜ宗教的な侮辱表現か

本稿はドイツ刑法典上に存在する信条冒瀆罪（刑法 166 条）¹⁾を憲法学の視座において検討することを試みるものである。

日本社会において宗教的な侮辱表現は少なからぬ関心を集めてきた。1988 年にイギリスで起きた悪魔の詩事件、2005 年にデンマークで起きたムハンマド風刺画事件、そして、2015 年にフランスで起きたシャルリー・エブド襲撃事件といった事件のそれぞれについて多くの論評が行われてきた。しかし、法学の観点

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 15 巻第 3 号 2016 年 11 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) ドイツの刑法典における神冒瀆罪（Gotteslästerung）は、1969 年の刑法改正によって、名称が「信条、宗教団体および世界観を共有する団体に対する冒瀆（Beschimpfung von Bekenntnissen, Religionsgesellschaften und Weltanschauungsvereinigungen）」に変更された。そのため、本稿では、ドイツ刑法 166 条につき、1969 年改正以前のものを「神冒瀆罪」、1969 年改正以後のものを「信条冒瀆罪」とよぶこととする。

からの研究の蓄積は注目の高さ²⁾と比して必ずしも十分とはいえない状況³⁾にある。

もっとも、先行研究の蓄積が十分ではないということは、宗教的な侮辱表現という主題の憲法学における重要性を損なわせるものではないように思われる。たとえば、奥平康弘は悪魔の詩事件について「現代——“反啓蒙、超近代”を訴える、ことばは悪いが“世紀末的”な様相を呈しているこの時代——における表現の自由のありようの一端を示すものとして、注目に値する。ここには、いわゆる『差別表現』に対してみられる日本でのある種の対応」などと通底する何物かがあるように思う、と述べていた⁴⁾。宗教的な侮辱表現とヘイトスピーチとに「通底する何物か」を論究すること。これが、筆者が将来にわたって自らに課しつつける研究上の課題である。

もちろん、宗教的な侮辱表現とヘイトスピーチとの連関への意識は、日本の憲法学研究者にとっては、けして特異なものではなく、むしろ共有されてきたということは指摘しておかねばならない⁵⁾。もっとも、このような問題意識が共有されている状況においても、民族的出自にかかわる集団に対するヘイトスピーチの法的規制の検討が憲法学・刑法学にとっての喫緊の課題であることは論を待たない。しかし、それをふまえてなお、なぜ本稿において筆者は宗教的な侮辱表現の検討に取り組むことにこだわるのか。その主な理由は以下の三点である。

第一は比較法的問題関心にもとづく。日本においてヘイトスピーチの法的規制

2) 川岸令和は、「ヘイトスピーチの問題では、例えば、宗教というのが1つ重要な要素になってきて」いることを指摘する。曾我部ほか2015:164 [川岸発言箇所]。

3) 日本の憲法学における本格的な宗教的な侮辱表現の検討につき、イギリスを検討国とした村上2013が重要である。なお、ドイツの神冒瀆罪／信条冒瀆罪研究については刑法学において、新谷1981、伊藤1987、田中2005、内海2016の諸業績があるが、論文公表時期や分析の視座の関係からムハンマド風刺画事件以後のドイツの状況を描くものではないため、その点においても本稿の意義を見出しうる。

4) 奥平1995:17。

5) 阪口正二郎は「差別的言論規制は、多様で相対立する異質な個人や集団によって構成される社会における統合のやり方をめぐる法のあり方の選択の問題として立ち現れる」とする。この問題に対する原始的な対応は「当該社会において支配的な集団の見解を当該社会の規範として定立するやり方」であるとし、その例として「神に対する冒瀆的な表現」の規制を挙げる。阪口1994:41。

を検討するに際しては、欧米諸国を中心とした諸外国との比較検討を欠かすことができない。ヘイトスピーチの法的規制を行っているヨーロッパの多くの国で、保護の対象となる集団として「宗教集団」が含まれており、また、反イスラム・反移民的な言説がヨーロッパのヘイトスピーチの問題において近時重要な要素となっている。このことに鑑みれば、「宗教」という要素を等閑視しつづけることは、ヨーロッパの議論の重要な部分を見落としかねない危うさを内包している。

第二の理由は法史的な問題関心にもとづいている。宗教批判は表現の自由が展開していくうえで見落とすことのできない出発点の一つであることは、おそらく周知の歴史的事実に属する⁶⁾。表現の自由がたどる歴史的筋道については「表現の自由は、けっして一直線に発展するものではない。その軌跡は絶えざるジグザグ・コースの連続にほかならない」⁷⁾ということがすでに奥平によって指摘されてきたところであるが、宗教的な侮辱表現という主題の検討を通じてこのことの例証を試みたい。

第三には、日本社会において生じている宗教的な侮辱表現の問題を認識したうえで、議論を行っていくことの必要性である。たとえば、民族的な出自にかかわる集団に属する少なからぬ個人が信仰する宗教に対しての侮辱表現⁸⁾や、日本社会において歴史的に長く差別・抑圧されてきたと一般には見なされていない宗教集団への侮辱表現⁹⁾といった、比較的近年になって社会的に問題と意識されるに至った事案類型への法学の観点からの応答が求められるだろう。とりわけ、社会学の知見において指摘されている、移民やマイノリティにとっての物心両面にわ

6) たとえば、17世紀半ばにおいて、ミルトンは言論・出版の自由の重要性を主張し、検閲制度を批判したが、ミルトンが批判した検閲制度は、カトリック教会の異端審問所に由来し、イングランドの国教会監督制度によって採用されたものであった。ミルトン 2008: 14。

7) 奥平 1999: 98。

8) 2014年7月には東京都新宿区・早稲田大学近辺において、排外主義的特徴をそなえたヘイトスピーチデモがキリスト教系団体に対して行われた。クリスチャントゥデイ 2014年7月18日 (<http://www.christiantoday.co.jp/articles/13703/20140718/statement-hate-speech.htm>) (最終閲覧日: 2016年8月30日)

9) 2015年に起きた過激派組織ISILによる日本人人質殺害事件後、日本ムスリム教会や日本国内のモスクには嫌がらせのメールや中傷の電話があった。朝日新聞 2015年4月29日朝刊 35面。

たる宗教の果たしうる役割¹⁰⁾を念頭におくならば、ことはそう容易く法曹三者・法学者などの法律関係者が切り捨てうる性質のものではないはずである¹¹⁾。

上述の三点の理由をふまえてこそ、筆者は日本における宗教的な侮辱表現とヘイトスピーチとに「通底する何物か」に迫ることが可能になると考える。「通底する何物か」を浮き彫りにすることによって、ヘイトスピーチをめぐる内包と外延の関係を明らかにする手がかりを得たい。これらの理由から本稿は宗教的な侮辱表現の検討を行うが、以下のとおり研究対象をしばりこむ。

2 本稿の主たる対象——なぜ信条冒瀆罪か

検討対象のしばりこみについては①比較検討の対象国としてドイツを選ぶ理由、②ドイツの宗教的な侮辱表現の検討において信条冒瀆罪を主たる考察対象に選ぶ理由の二点に分けて述べる。

まず、比較検討の対象国としてドイツを選ぶ理由であるが、その念頭にあるのは表現の自由の理念型としてのアメリカ型とヨーロッパ型の存在である¹²⁾。これまで日本の憲法学におけるヘイトスピーチの議論はアメリカを主な対象国として行われてきた。しかし、ヘイトスピーチの法的規制の検討の高まりにより、ヨーロッパ型、とりわけ、ドイツの侮辱表現についての注目が高まっている¹³⁾。とはいえ、ドイツの侮辱表現の議論全体を総論とするならば、宗教的な侮辱表現

10) 日本において宗教団体が移民の精神かつ生活の大きな支えとなっている現状も指摘できるだろう。たとえば、イスラム教徒にとってモスクは生活上のリスクに対するセーフティネットとして機能しているとされる。岡井 2007: 195。

11) ヘイトスピーチの法的規制の保護の対象について、人権委員会設置法案（2012年11月国会提出、廃案）は、「人種、民族、信条、性別、社会的身分（出生により決定される社会的な地位をいう。）、門地、障害（身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害をいう。）、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者」（同法案案文2条2項、以下本稿における傍線は筆者による）とする。他方、ヘイトスピーチの法的規制を求める論者はその案文において、「人種、皮膚の色、国民的若しくは民族的出身、国籍、世系を理由として、日本におけるマイノリティ集団若しくはそこに属する個人」（師岡 2013: 211）を保護の対象として示す。

12) 表現の自由において、アメリカ型とヨーロッパ型（大陸型）との対比を意識して論ずるものとして、阪口 1998: 13 以下、曾我部 2013: 9 以下。

13) 日本におけるドイツのヘイトスピーチの研究状況を整理したうえで、法的規制の具体的な検討作業の必要性を主張するものとして、渡辺 2014: 181。

はいわば各論にあたり、これまでの議論状況はおおむね総論の検討にとどまるものであり、各論にまでふみこんだ検討は十分には蓄積されてこなかったといつてよいだろう。総論からは各論の充実が待望されており¹⁴⁾、本稿はそのような要請への一つの応答でもある。

次に、ドイツの宗教的な侮辱表現について、主たる考察対象を信条冒瀆罪にしばらくこむ理由である。その最たる理由は、世俗化したドイツ社会において、神冒瀆罪というルーツをもった条文が今日に至ってなお刑法典上に残りつづけており、現代のグローバル化・多元化の影響によって新たな意義づけを与えられながら、信条冒瀆罪の改廃をめぐり議論の対象でありつづけていることである。

もちろん、宗教的な侮辱表現を規制するドイツ刑法の条文は信条冒瀆罪だけではなく、民衆扇動罪（刑法 130 条）¹⁵⁾や侮辱罪（刑法 185 条）¹⁶⁾がある。また、民事における名誉棄損（民法 823 条 1 項）¹⁷⁾などについても、ドイツにおける宗教的な侮辱表現の全体像を示すためには検討が必要だろう。しかし、本稿の段階においては信条冒瀆罪の幅の広さと奥行きとを明らかにすることに注力する。

3 分析の視座と本稿の構成

宗教的な侮辱表現は、人種差別主義的なヘイトスピーチの場合よりも、人々に「不快感」を与えることと、人々の「尊厳」を攻撃することとのあいだの区別がしばしば困難であることが指摘されている¹⁸⁾。本稿では「不快感」を与えることと「尊厳」を攻撃することのあいだの境界線の線引きという観点から検討を試みるが、構成は以下のとおりである。

まず、ドイツの憲法学・刑法学における信条冒瀆罪をめぐる議論の前提として、信条冒瀆罪の制定過程を、近時の法改正をめぐる立法府の議論も含めて提示する

14) 濱口晶子は精神的人格権と表現の自由との調整について具体的事例の検討が不可欠であることを指摘する。濱口 2006：208。

15) 条文の邦訳につき、法務省大臣官房司法法制部 2007：101。ドイツの民衆扇動罪の詳細な検討については、櫻庭 2012。

16) 条文の邦訳につき、法務省大臣官房司法法制部 2007：129。侮辱罪の集団への適用についてはとりわけ、上村 1998。

17) 建部 2014：118。

(Ⅱ)。そのうえで、今日まで刑法典上に存在する信条冒瀆罪が裁判所においていかなる判断がなされているのか、そしてその法実務を前提としてムハンマド風刺画事件がドイツで起きた場合を仮定して検討を行う(Ⅲ)。以上のような信条冒瀆罪の制定過程と裁判所における判断をふまえたうえで、ドイツの憲法学・刑法学の法学者の議論状況を整理し、信条冒瀆罪が「不快感」と「尊厳」の線引きをめぐる「苦闘」と「巧知」が展開された領域の一つであったことを明らかにする(Ⅳ)。これらの作業を通じて、「尊厳」という概念に着目し、ドイツの議論が有する日本の宗教的な侮辱表現への含意を析出し、ヘイトスピーチと宗教的な侮辱表現に「通底する何物か」についての試論を示す(Ⅴ)¹⁹⁾。

Ⅱ 信条冒瀆罪の制定過程

1 神冒瀆罪の法史上の展開の概観

(1) ドイツ語における「冒瀆」の語義

ドイツ語には日本語で「冒瀆」と訳しうる言葉はいくつか存在するが、ニュア

18) ジェレミー・ウォルドロン (Jeremy Waldron) によれば、多様な信仰の存在する社会においては「宗教はいつでも不快感が飛び交っている領域のひとつ」(ウォルドロン 2015 : 151) であるが、「まさに宗教的な差異が不快感を与えるものでありうるがゆえに、あるいは彼らが信じる物事のために、彼らが攻撃される——危害を及ぼされ立場を傷つけられる—— 不断の危険」すなわち「人の立場を傷つけ、名誉を棄損し、排除することの危害」への危険 (ウォルドロン 2015 : 155) という「尊厳」の毀損の危険が存在する。ウォルドロンは、「現在世界に存在するヘイト・スピーチを規制する法律の全体的な傾向は集団それ自体ではなくて個人を保護することである」点を指摘し、「個人を守ろうとするのが何らかの集団的な特徴に基づく攻撃であるときには、この点をしっかり見据えることは難しいのかもしれない」(ウォルドロン 2015 : 146) とし、「不快感」を与えることと「尊厳」を攻撃することのあいだの境界線の線引きへの懐疑に対する共感の可能性を見据えつつも、ウォルドロン自身の見解としては引くことが可能な境界線だと主張する。ウォルドロンの見解の詳細については、ウォルドロン 2015 : 140 以下。

19) 本稿の検討対象とする内容、ことに、信条冒瀆罪の制定過程は、ドイツ法史の領域の存在感を無視して論じることのできる性質のものではない。しかし、本稿の段階においては、筆者の研究能力の制約上、二次文献に多くを拠らざるをえなかったことをここで断っておく。また、立法府における議論については政治学や法社会学・刑事政策の研究者が、刑法学の議論については当然刑法学者が、といった具合に、適任である学問領域があることを重々承知したうえで、筆者が蛮勇を振るうのは、将来的にそれぞれの学問領域で、緻密かつ詳細な検討が行われるための叩き台となることを志すがゆえである。

ンスの異なるものもあるため説明を要する。

冒瀆 (Frevel) とは元来、唯一神ないし複数の神を拒否し、神の救済の教え (Heilslehren) を拒否し、神聖なもの (Heiligtum) を崇拜しない、あるいは、破壊すること。すなわち、神の国 (Himmlischen) を挑発し、神の怒りを呼び起こすことである。冒瀆 (Frevel) の事例には、神冒瀆 (Blasphemie) のほか、聖物窃盗 (Sakrileg) や至高の存在に対する侮辱 (Majestätsbeleidigung) まで含まれる。宗教学上の文献において、冒瀆 (Frevel) は上述のように広範な現象であると定義されるが、神冒瀆 (Blasphemie) は冒瀆 (Frevel) の一部であり、言葉・行為・思想による神の名誉への侮辱として定義される²⁰⁾。

そのなかでも、ドイツ法制史学の通説的理解において、神冒瀆 (Gotteslästerung) は神冒瀆 (Blasphemie) の最も重い形態であると解される²¹⁾。

本稿において検討の主たる対象とする「冒瀆」とは、ドイツの刑法上の神冒瀆罪 (Gotteslästerung)²²⁾である。

(2) 神冒瀆罪の性質の変化——「神の保護」から「人の保護」へ

神冒瀆罪は、ローマ帝国のユスティニアヌス 1 世の新勅法にまでさかのぼる伝統をもつが、ドイツ地域の刑事的制裁を定めた法としては 16 世紀の帝国ポリツァイ条令以来ポリツァイ立法の中核的な対象をなした。また、1532 年に公布されたカロリナ刑事法典、オーストリアのテレジアナ刑法典 (1768 年)、プロイセンのプロイセン修正ラント法 (1721 年)、バイエルンのバイエルン刑法典 (1751 年) には、神冒瀆罪規定がおかれた。そこでの神冒瀆罪は、「神の怒り」を恐れ、「神の保護」を行うものであった。

啓蒙主義の影響によって、神冒瀆罪の位置づけは「神の保護」から「人の保護」へと変化²³⁾し、重罪であった神冒瀆罪の緩刑化が推し進められた。緩刑化の方向性のもとで、オーストリアではヨゼフィーナ刑法典 (1787 年)、プロイセ

20) Angenendt 2007 : 9f.

21) Lieberwirth 1998 : 477.

22) 本稿では、「ドイツ」の神冒瀆罪・信条冒瀆罪の制定過程を検討するため、プロイセンからつづく西ドイツ、ドイツ連邦共和国の信条冒瀆罪の考察を最優先の課題とする。

ンではプロイセン一般ラント法（1794年）に神冒瀆罪規定がおかれ、バイエルン王国刑法典（1813年）には神冒瀆罪規定自体がおかれなかった。

1851年にプロイセン刑法典が成立し、そこにおかれた神冒瀆罪規定が1871年公布のドイツ帝国刑法典166条の神冒瀆罪の基礎をなした。ドイツ帝国刑法典における神冒瀆罪は、幾度か改正案が出されるものの、1969年の刑法改正までは大きな改正がなされることなくほぼそのままのかたちで刑法典に残った²⁴⁾。

2 「神冒瀆罪」から「信条冒瀆罪」へ

(1) 第二次世界大戦敗戦から1969年刑法大改正へ

第二次世界大戦後の西ドイツは、ナチス時代の悪法に対して無力であったことへの反省から、「自然法論のルネッサンス」と呼ばれる現象が生じ、正しい法とは何か、正しい価値判断とは何かという価値判断の内実を問う方向に議論が進んだ。法の倫理性・道徳性を高唱する風潮を生むとともに、立法—刑法改正に関心を向けさせ、その結果として1962年政府草案が生み出された²⁵⁾。

この過程をもう少し詳しくみてみよう。1953年に当座の状況に対応するため部分改正が行われていた²⁶⁾が、1954年には刑法典の全面改正作業のために刑法改正大委員会が作られ、同委員会は1956年に総則の草案を発表した。1959年には、総則および新しく付け加えられた各則の草案²⁷⁾を作成し、これに法務省が若干の手を加えて、1959年草案が発表された。この草案は、法務省でさらに検

23) 神冒瀆罪の性格の変化を「神の保護」から「人の保護」と特徴づけるものとして、Rohland 1902: 137, Pawlik 2007: 33. また、ここでのローラントの見解を紹介するものとして、田中 2000。

24) ドイツの神冒瀆罪の法史的な展開については、すでに田中 2005 において大部分の紹介がなされているため、本稿では深くは立ち入らない。もっとも、近年の日本の西洋法制史学の関連研究やドイツにおける神冒瀆罪の法史的検討をふまえて、再論する余地は残る。

25) 井田 2014: 147。

26) 1953年の刑法改正によって神冒瀆罪に若干の文言の変更が行われている。

1953年改正法166条「公然と誹毀的な表現において神を冒瀆することによって、人の憤激の念を与える者、並びにキリスト教会の一つ、その他国内に存立する公法上の宗教団体、またはその制度もしくは慣習を、公然と誹毀する者、更に教会その他宗教上の集会に当てられる場所において、誹毀的な狼藉行為をなす者は、3年以下の輕懲役をもって罰する。」法務大臣官房調査課 1954: 86。変更点は、1953年改正法では「公法上の宗教団体」となっている部分が、改正以前は「団体法上の宗教団体」であった。

討されたうえ、1960年に連邦議会に提出された²⁸⁾。1962年に、これをさらに修正のうえ、再提出したものが1962年政府草案である²⁹⁾。

1962年政府草案が法の倫理性・道徳性を打ち出す傾向に対する批判的態度の表明として、アルトゥール・カウフマン (Arthur Kaufmann) やクラウス・ロクシン (Claus Roxin) らの当時の中堅・若手の刑法学者14名が対案を公表した。対案の基本思想はモラリズムからの脱却にある。対案グループは、まず総則について、1966年刑法草案総則対案を起草し、各則については、「政治刑法」(1968年)、「性犯罪、婚姻・家庭・戸籍に対する罪、宗教的平穏および死者の安息に対する罪」(1968年)、「人身に対する罪(第1編)」(1970年)、「人身に対する罪(第2編)」(1972年)に関する対案を公表した。ここでは、モラリズムからの脱却の一つの結論として、各則における大幅な「非犯罪化」が提案された³⁰⁾。

連邦議会の審議の過程においては、社会民主党 (SPD) は、第四立法期間における審議のはじめ(1963年3月に実質的審議開始)から、「できるだけ少ない刑罰法規を」という考え方にもとづいて、1962年政府草案から多くの不要なものをとりのぞくべきことを主張した。第四立法期間(1965年9月まで)においては、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟 (CDU/CSU) は1962年政府草案を原則的に支持する態度をとり、当時野党であったSPDの修正提案を容易には受け入れなかった。しかし、第五立法期間に入ると、その期間中におけるCDU/CSUとSPDの大連立政権の成立を背景とし、刑法改正についての審議の様相に大きな変化がみられるようになった。その連邦議会の審議においては、CDU/CSUは柔軟な態度を示し、連立与党となったSPDの従来からの主張、その主張と一致する面を多くもっていた対案の提案や刑事関係の実務家の要望などがかなりの程度までとりいれられた³¹⁾。このようにして、第五立法期間の終盤

27) 神冒瀆罪規定として、1959年ドイツ刑法各則草案194条・同草案195条。齋藤1960：26以下。

28) 1960年政府草案は、第3立法期間の連邦議会に提出されたが、立法期間が終了に近づいていたこともあり、審議は行われなかった。内藤1977：3。神冒瀆罪規定として、1960年ドイツ刑法草案187条・同草案188条。齋藤1961：98。

29) 平野1971：277。

30) 内藤1977：5以下。

31) 内藤1977：9以下。

に1969年刑法改正法が成立するに至ったが、これはいうならば1962年政府草案と対案との「妥協」の産物であった³²⁾。

この1969年刑法改正法の「妥協」という性格とも、信条冒瀆罪は無縁ではありえない。1962年政府草案187条・188条³³⁾は神冒瀆罪の規定をおくが、対案はこれらの規定の削除を提案していた³⁴⁾。対案全体に通底するのは、刑法の規制する範囲を限定し、刑法を道徳の法典にしないと解する思考である。対案提案者は、宗教の力については高く評価すべきであると考えたが、精神的な対立のために、刑法や刑事裁判官が紛争に巻き込まれ、解決に努力することが適当とは考えなかったのである³⁵⁾。教会法学者シュテファン・ミュックル (Stefan Mückl)³⁶⁾は、1969年刑法改正法における信条冒瀆罪を、従来の立場にこだわる勢力と、「世俗化された刑法秩序」の主張者とのあいだの「妥協」であると明確に評している³⁷⁾。

政治的妥協の帰結としての信条冒瀆罪は、二つの異なる立場の主張をそれぞれ貫徹したものではなく、信条冒瀆罪成立当初から論争の火種を宿した状態で船出することになった。そうであるがゆえに、信条冒瀆罪をめぐる今日まで続く論争が起きることは必然であったとも言いうるだろう。

(2) 1969年刑法改正における刑法166条の変更点

このようにして成立した1969年刑法改正法による刑法166条³⁸⁾の主な変更点

32) 1969年刑法改正法の「妥協」という性格を指摘するものとして、たとえば、内藤1977:10、平野1971:290。

33) 1962年ドイツ刑法草案187条「公然と、集会において、または文書(第11条:第3項)の頒布により、一般の宗教感情を侵害するのに適する方法による誹毀をもって神を冒瀆した者は、3年以下の軽懲役に処する。」

同草案188条「公然と、集会において、または文書(第11条第3項)の頒布により、国内に存在する教会またはその他の宗教団体、その信仰、その組織またはその儀式を、それに属する者の宗教感情を侵害するのに適する方法で誹毀した者は、3年以下の軽懲役または拘留に処する。」法務省刑事局1963:93。

34) Baumann 1969:22、邦訳:23、宮沢1968:89。

35) 宮沢1968:89。

36) フライブルク大学公法・教会法・ヨーロッパ法教授。

37) Mückl 2008:22。

は次の二点である。第一に、保護の対象となる集団が、宗教団体だけでなく、世界観団体にも拡張されたことである。第二は、「市民の宗教感情に対する犯罪」から「公共の平穏に対する犯罪」へと変化したことである。

宗教感情を保護法益であるとする長い伝統をもった議論のもとで、1969 年刑法改正以前にあっては、神冒瀆罪の保護法益を市民の宗教感情であるとするのが有力な見解であり、1962 年政府草案においては「一般の宗教感情」が神冒瀆罪の構成要件のメルクマールとされたが、結局法制化はなされなかった³⁹⁾。

他方、1969 年の改正によって条文にもりこまれた公共の平穏については、立法者は柔軟な理解を示していた。すなわち、公共の平穏は、寛容の思想にもとづくべきであり、信条冒瀆罪の目的は、第一に追求すべきは暴力から保護することではなく、寛容の雰囲気を保護することであるとした。また、立法者は、議論の方法が粗野な暴行から保護され、また、必要な範囲で公正さが保障されるべきであるとして、公共の平穏の概念は、公共の言明を充たすべきであり、その内容上の方法に対する要求は最小のものでしかないとした⁴⁰⁾。

このように、1969 年の刑法改正において、保護の対象については世界観団体をも含めることによって広がったが、信条冒瀆罪の射程自体は狭められた⁴¹⁾。

3 今日までの法改正をめぐる立法府における議論

(1) 法改正をめぐる議論の対立点——構成要件拡張か、それとも条文完全削除か

1969 年の刑法改正によって成立した信条冒瀆罪は、条文上は本質的な変更を何ら経ることなく今日に至っているが、立法府において改正の主張が何らなかったわけではない。

38) 1969 年改正法 166 条「1 項 公然とまたは文書、録音物、図画または表現物の頒布により、他の者の宗教または世界観にかかわる信条の内容を、公共の平穏を乱しうるような態様で冒瀆した者は、3 年以下の自由刑または罰金に処する。

2 項 公然とまたは文書、録音物、図画または表現物の頒布により、国内に所在する教会もしくはその他の宗教団体、または、世界観を共有する団体、それらの制度もしくは慣行を、公共の平穏を乱しうるような態様で冒瀆した者も、前項と同一の刑に処する。」

39) Pawlik 2007 : 46.

40) Pawlik 2007 : 42f.

41) Grimm 2008 : 22.

CDU/CSU は、信条冒瀆罪の構成要件を拡大すべきであるとして、議案の提出を行っている。そこでは、刑法 166 条 1 項・同 2 項の「公共の平穩を乱すのに適する態様」というメルクマールを削除すべきであるというのが基本的な主張である⁴²⁾。しかし、2007 年連邦参議院提出議案⁴³⁾においては、「公共の平穩」メルクマールの削除を断念し、刑法 166 条 3 項に「攻撃によって平穩な状況が続くことへの信頼を揺さぶるという状況を恐れる事態になった場合、行為は公共の平穩を乱すのに適している。これは特に、以下のことを前提とする。行為が、宗教的もしくは世界観的な信条への尊重について被害者の信頼を妨げる場合、もしくは、宗教団体ないし世界観団体の信条に対する第三者の不寛容の醸成を促しうる場合である。」との規定を新設すべきであると主張した。この刑法 166 条 3 項案文において示される公共の平穩の解釈は、本稿Ⅲで検討するヴェンジーデル決定⁴⁴⁾以前の信条冒瀆罪をめぐる代表的な裁判例・判例において示されてきたものである。

他方、緑の党は、信条冒瀆罪の規定を刑法典上から完全に削除すべきであると主張した⁴⁵⁾。そこでの主張の骨子は、①他の社会的団体と宗教団体・世界観団体を平等に取り扱うべき、②信条冒瀆罪と芸術の自由・意見表明の自由とが衝突しているという二点である。また、緑の党は、ムハンマド風刺画事件後に連邦議会に対して質問書⁴⁶⁾を提出しており、2006 年当時における連邦政府の見解⁴⁷⁾を引き出している。ここでの緑の党と連邦政府の応酬として特に興味深いことは、連邦政府は信条冒瀆罪と意見表明の自由との緊張関係をどのように判断するのかという緑の党の問いに対して、連邦政府がその応答のなかで(イ)信条冒瀆罪の保護法益は公共の平穩であること、(ロ)信条冒瀆罪は基本法 5 条 2 項における「一般法律」に含まれることを明言している点である。また、ムハンマド風刺画事件をふ

42) BR-Drucks. 367/86. (1986 年連邦参議院提出議案)；BT-Drucks. 13/10666. (1998 年連邦議会提出議案)；BR-Drucks. 460/98. (1998 年連邦参議院提出議案)；BT-Drucks. 14/4558. (2002 年連邦議会提出議案)

43) BR-Drucks. 683/07.

44) BVerfGE 124, 300.

45) BT-Drucks. 13/2087. (1995 年連邦議会提出議案)

46) BT-Drucks. 16/3407. (2006 年連邦議会質問書)

47) BT-Drucks. 16/3579.

また信条冒瀆罪の規定についての法政策的な行動の必要の有無に関する問いには、連邦政府は立法者の行動のいかなる必要も見出さないという立場を明らかにした。

このように信条冒瀆罪をめぐるのは、立法府においては大きく異なる二つの立場があるが、いずれの立場も法改正に至るほどのコンセンサスを得ることができなかった。

(2) シャルリー・エブド襲撃事件のあとで——再燃する論争

2015年1月にフランスで起きたシャルリー・エブド襲撃事件後、ドイツ社会では信条冒瀆罪をめぐる以下のような動きが生じた。

市民によって、信条冒瀆罪の刑法典上からの完全削除を求める請願⁴⁸⁾が、連邦議会に対して提出された。請願の主旨は以下の通りである。①信条冒瀆罪は法実務において「加害者—被害者関係 (Täter-Opfer-Verhältnisses)」が完全に逆転して機能している。公共の平穏は、批判的な芸術によって脅かされたことは一度としてないが、宗教的あるいは政治的な狂信者 (Fanatiker) によって脅かされた。②偏狭・不寛容・ユーモアの欠如は、保護のもとにおくべきいかなる法益でもない。③信条冒瀆罪の完全な削除によって、立法者は「近代的な開かれた社会においては、宗教的な原理主義者の『傷つけられた感情』よりも、芸術の自由により高次の価値を認める」ということを明確にすべきである。しかし、当該請願は、審議のために必要な定足数を満たさなかったため、成功しなかった。

他方、政党はシャルリー・エブド襲撃事件を契機として信条冒瀆罪をめぐる論争を再燃させた。ここでも CDU/CSU と緑の党による主張の基調は変わっていない。緑の党・自由民主党 (FDP) が信条冒瀆罪の刑法典上からの完全削除の主張をする一方で、CDU/CSU は信条冒瀆罪の構成要件である「平穏保護条項 (Friedensschutz-Klausel)」を削除し、構成要件の拡張をはかるべきであると主張している⁴⁹⁾。

48) Petition 56759.

49) <http://www.faz.net/aktuell/politik/parteien-diskutieren-ueber-blasphemie-verbot-in-deutschland-13372270.html> (最終閲覧日: 2016年7月11日)

なお、シャルリー・エブド襲撃事件後、法律関係者のあいだでも信条冒瀆罪をめぐる論争が行われているが、これについては本稿Ⅳで後述する。

4 小括

ドイツにおいて中世以来重罪であるとされてきた神冒瀆罪は、啓蒙主義の影響によって「神の保護」から「人の保護」を行うものへと大きな変化を遂げた。神冒瀆罪は、1969年の刑法改正によってその名称を信条冒瀆罪と改められて以降も、刑法典上にその残映を保っている。他方、ドイツ社会では、信条冒瀆罪の存置の主張が根強い一方で、構成要件の拡張については慎重な姿勢を読み取ることができるだろう。

信条冒瀆罪をめぐる政党による議案・主張から見えてくるものは決して少なくない。

CDU/CSU は、数度提出した議案全体を通じて構成要件の拡張という方針について変化がないものの、2007年の連邦参議院提出議案⁵⁰⁾においては、「公共の平穩」メルクマールの削除を主張せず、当時の判例における公共の平穩の解釈を条文に明記するよう主張していた。しかし、シャルリー・エブド襲撃事件後、CDU/CSU は「公共の平穩」メルクマール削除の主張に回帰した。これを CDU/CSU の原点回帰とのみ捉えて足りるかどうかについては、慎重な検討を要するだろう。なぜならば、本稿Ⅲで後述する 2009 年の連邦憲法裁判所のヴェンジーデル決定では公共の平穩の射程が大きく限定されることになったが、仮にシャルリー・エブド襲撃事件後も、CDU/CSU が 2007 年の連邦参議院提出議案⁵¹⁾同様、信条冒瀆罪の構成要件として「公共の平穩」メルクマールを維持し、判例における公共の平穩の解釈を条文にもりこむ方針をとった場合、CDU/CSU は公共の平穩の射程を限定する立場に立つことになりうるからである。それゆえ、CDU/CSU は「公共の平穩」メルクマール削除の主張を復活せざるをえなかったのではなかろうか。

他方、緑の党の信条冒瀆罪の完全削除の主張が立法府において法改正に至らし

50) BR-Drucks. 683/07.

51) BR-Drucks. 683/07.

めるまでの賛同が得られないという状況からは、ドイツ社会において信条冒瀆罪の積極的ないし消極的な必要性が広く認められている事情をうかがうことができるだろう。

本稿が設定した「不快感」と「尊厳」とのあいだの境界線の線引きという観点からは、「不快感」をもたらすことに対して刑罰による制裁を加えることへの疑義を表明する立場とそのような制裁にさらなる刑法上の保護を与えようとする立場とのあいだでの妥結点として成立した公共の平穩の姿が浮かび上がる。

ところで、緑の党が疑義を呈したように、裁判における信条冒瀆罪とコミュニケーションの自由の緊張関係の調整——「不快感」と「尊厳」のあいだの境界線の線引き——は、はたして適切と評価しうるものだろうか。この疑問につき、本稿Ⅲにおいて、信条冒瀆罪に関係する具体的な裁判例・判例、また、ドイツ法の文脈におけるムハンマド風刺画事件の考察を通じて検討する。

Ⅲ 信条冒瀆罪をめぐる

裁判例・判例とムハンマド風刺画事件の検討

1 信条冒瀆罪をめぐる裁判例・判例の概観

(1) 連邦憲法裁判所における信条冒瀆罪に対する合憲性判断の不在

憲法学の視座から信条冒瀆罪をめぐる判例についてまずもって言及しておかなければならないことは、連邦憲法裁判所は信条冒瀆罪について合憲性の判断を行ってこなかった⁵²⁾という事実である。連邦憲法裁判所による信条冒瀆罪の合憲性判断の不在のなかで、専門裁判所は、「冒瀆」メルクマールと「公共の平穩」メルクマールの二段階に分けて、信条冒瀆罪の構成要件該当性の判断を行ってきた。「冒瀆」メルクマールは比較的容易に成立するため、法実務上、「公共の平穩」メルクマールが信条冒瀆罪の射程を限定する役割を果たしてきた。しかし、「公共の平穩」メルクマールは、後述するとおり解釈の曖昧さが問題となってきた。

52) 同旨を指摘するものとして、Hörnle 2010 : 221, 邦訳 : 282。

統計上明らかなように、信条冒瀆罪が刑事事件として立件される件数は少ない⁵³⁾。しかし、事件数が少ないことは法解釈の曖昧さを正当化する根拠にはなりえようがない。また、なにより、刑法典上に信条冒瀆罪が存在することは、信条冒瀆罪が犯される危険を根拠として警察法・秩序法等によって表現行為に対する事前介入への途が開かれているということである。「公共の平穩」メルクマールの解釈を曖昧なままにしておくことは、表現行為への広範な事前介入や萎縮効果を招きかねない。

しかし、2009年の連邦憲法裁判所のヴンジーデル決定は「公共の平穩」メルクマールの射程を限定し、そこで示された「公共の平穩」メルクマールの解釈は専門裁判所の信条冒瀆罪の「公共の平穩」メルクマールの判断にも影響を及ぼすに至っている。

以下では、従来の専門裁判所における信条冒瀆罪の解釈とその問題点を示したうえで、ヴンジーデル決定以後の信条冒瀆罪の法解釈の変化をふまえて、ムハンマド風刺画事件がドイツ国内で起きたと仮定し検討を試みる。

(2) 信条冒瀆罪の条文解釈上の諸前提

信条冒瀆罪の条文解釈上の諸前提として、「信条」「宗教団体」「世界観を共有する団体」「制度」「慣行」等の内容やどのようなものが該当するかについて、代表的な刑法のコンメンタールを主として参照しつつ、ここで扱っておく。

① 「宗教的ないし世界観的な信条の内容」

宗教的ないし世界観的な信条の内容は、人の信条として個人の表現形式のうちにあるものであり、また、信者の集団の解釈体系と結びついたものとして集団的に刻印されたもののうちにあるものとしても保護される。信条とは、個人においてあるいは信者の多数において絶対的に有効かつ義務であると認められるすべての価値と規範の総体を指すが、刑法的保護において考慮されるのは信条の支えとなる教義の本質のみである⁵⁴⁾。

② 「宗教的信条」

53) BT-Drucks. 16/3579.

54) Herzog 2010 : Rn. 2. ; Rudolphi/Rogall 2003 : Rn. 3.

宗教的な信条のもとにあるのは、唯一神ないし複数神あるいは究極的な世界基礎としての形而上学的な偉大な存在といった世界解釈体系である⁵⁵⁾。

③ 「世界観」

世界観とは、宗教的な信条とは対照的に、神の存在を用いることなしに、究極の根源のうちに世界との結合を望む世界解釈体系である。幸福の教えとしてのマルキシズムとそれに応じた組織形態は、その崩壊にともない、もはや世界の意味解釈としてではなく、社会経済的な解釈方法とみなされる⁵⁶⁾。一方、人智学および一元論は信条としてみなされる⁵⁷⁾。

保護範囲は、個別の生活の方向性だけの見解は対象としない。したがって、政治的な綱領も保護されないが、共同体政治上の構想や未来像を含んでいる政治的な解釈については含まれる⁵⁸⁾。

④ 「本質的な内容」

構成要件の收拾がつかなくなることを防ぐために、本質的な信条の内容の保護についての制限が要求されている。その結果、迷信のないし民俗学的な特徴をもつ宗教には信条冒瀆罪の保護が与えられていない⁵⁹⁾。

⑤ 「制度」

ここでの制度とは、宗教ないし世界観の構成的要素の意味におけるものであって、空間的な組織という意味において判断されるものではない。平穩の危胎化の必要条件のためには、本質的な制度のみが考慮される⁶⁰⁾。

教会について過去の裁判例・判例上制度として認められたのは、たとえば、キリスト崇拜、聖母マリア崇拜、説教による福音の伝道 (Evangeliumsverkündigung)、洗礼、堅信礼、告解、聖体拝領、贖宥、終油の秘跡 (Versehgang)、説教、信仰告白、主の祈り、讃美歌を歌うこと、説教の職務、聖職者の職制、教皇職、公会議、修道会などである。なお、世界観団体の制度としては、フリーメー

55) Herzog 2010 : Rn. 3. ; Lenckner 2006 : Rn. 5.

56) Herzog 2010 : Rn. 4. ; Fischer 2014 : Rn. 4.

57) Herzog 2010 : Rn. 4.

58) Herzog 2010 : Rn. 5. ; Lenckner 2006 : Rn. 6. ; Rudolphi/Rogall 2003 : Rn. 3.

59) Herzog 2010 : Rn. 6. ; Lenckner 2006 : Rn. 4.

60) Herzog 2010 : Rn. 18. ; Rudolphi/Rogall 2003 : Rn. 18.

ソンの儀式などが挙げられる。一方、制度として認められなかったものとしては、説教を行っていないときの主祭壇や説教壇、聖体顯示台、ロザリオなどである⁶¹⁾。

⑥ 「慣行」

慣行とは、およそ公式ではないが、一般に公認されている実際上の信条の実践であると解される。実践が習慣が規定されているかどうかは、世間一般に通例となっている場合は問題とならない。もっとも、個人的な習慣や局地的な慣習までは含まれない⁶²⁾。

慣行の例としては、たとえば、聖遺物崇拜、十字を切る行為、埋葬の祈り、聖職者の制服などがある。イスラム教に関しては、いわゆる、五行六信の五行である信仰告白・礼拝・喜捨・断食・巡礼が、信仰内容の中心的な表明であるとみなされる⁶³⁾。

⑦ 「宗教団体」

宗教団体とは、高次の存在に奉仕することを使命として結晶した信仰を、共通の信条によって他方面にわたる実現をめざす構成員の集団である⁶⁴⁾。このもとに、キリスト教の復古カトリック教会やギリシア正教会、ロシア正教会、浸礼派教会、メノン派教会、エホバの証人などが含まれる。それに加えて、ユダヤ教の集団やイスラム教の集団や、プリマス・ブレザレンや救世軍といった組織が含まれる⁶⁵⁾。

⑧ 「世界観を共有する団体」

世界観を共有する団体とは、共通の世界観によってさだめられた使命を実現することを目的とした人々の集団である。ここでは、宗教の自由を謳う結社か無宗教の結社か宗教敵対的な教えを支持する結社であるかどうかは問題にならない⁶⁶⁾。

61) Herzog 2010 : Rn. 18.

62) Herzog 2010 : Rn. 19. ; Lenckner 2006 : Rn. 19.

63) Herzog 2010 : Rn. 20.

64) Herzog 2010 : Rn. 21. ; Lenckner 2006 : Rn. 15. ; Rudolphi/Rogall 2003 : Rn. 6.

65) Herzog 2010 : Rn. 21.

66) Herzog 2010 : Rn. 22. ; Lenckner 2006 : Rn. 16.

世界観を共有する団体の例としては、フリーメーソン、無神論団体、人智学団体、ドイツユニテリアン派、ユマニスト連盟 (Humanistische Union)、神智学団体などがある⁶⁷⁾。

ロータリークラブやライオンズクラブといった組織は、世界の全体像が欠けているため、世界観を共有する団体には含まれない⁶⁸⁾。

2 ヴェンジーデル決定以前の信条冒瀆罪における公共の平穏解釈

(1) 刑事事件における信条冒瀆罪

(a) 十字架にかけられた豚 T シャツ事件⁶⁹⁾

(i) 事案の概要

本件は、パンクロックバンド W (仮称) の CD 制作・販売会社である会社 H (仮称) が「十字架にかけられた豚」を描いた T シャツの画像をインターネット上で公開したことが刑法 166 条 1 項の構成要件に該当するとして、申立人の司教区行政庁が刑事告発を行ったという事案である。

刑事告発を受けた検察は①本件豚 T シャツはキリスト教の信仰に対する「冒瀆」であるが、②本件 T シャツの画像を公開しているウェブサイトにはアクセスする者の数は限られているため、キリスト教徒の住民の一部の平穏な共同生活が乱される適性を欠いているとして捜査手続を打ち切った。

検察の打ち切り処分に対して、申立人は、本件豚 T シャツの画像が公開されているウェブサイトのアドレスを知る者の数は限られているという検察の主張は誤りであるとして抗告したが、ニュルンベルク上級検察は、インターネット上での豚 T シャツの販売が公共の平穏を乱すのに適する態様であることは証明不可能であるとして抗告に同意しなかった。

これに対し、申立人は裁判所に決定を求める請求を行い、ニュルンベルク上級検察は申立人の請求は根拠を欠くものとして棄却するよう裁判所の決定を求めた。

ニュルンベルク州高等裁判所は、検察がさらなる捜査を行うよう指示した。

67) Herzog 2010 : Rn. 22. ; Lenckner 2006 : Rn. 16. ; Rudolphi/Rogall 2003 : Rn. 6.

68) Herzog 2010 : Rn. 22. ; Lenckner 2006 : Rn. 16.

69) OLG Nürnberg Strafsenat, 23. Juni 1998, Az: Ws 1603/97, NStZ-RR 1999, 238.

(ii) 決定要旨

検察は、インターネット上の豚Tシャツの宣伝によって公共の平穏が乱される適性があるというのは妥当せず、インターネットアドレスは小さな集団に対して開かれているのみであると主張する。その主張は誤りである。

① 「冒瀆」メルクマールについて

十字架にかけられた豚のTシャツという表現物が刑法166条1項の意味における冒瀆であることは、検察も認めている通りである。

十字架は、連邦憲法裁判所の「教室の十字架」決定⁷⁰⁾が示すように、人間の原罪への救済がキリストの贖いの死によって生じ、キリストが悪魔と死に打ち勝ったことを表現するものである。そのような対象に対して、Tシャツにプリントされた十字架にかけられた豚は、キリスト教の信仰にとって中心的な表現物である十字架にかけられたキリストを、意図的に悪趣味で陰險に冒瀆したことは明白である。豚はいかがわしい(unrein)もののシンボルとして通常用いられてきており、冒瀆の意図は、キリスト教の十字架の縦軸の上部に表現されているINRI⁷¹⁾の位置に、ロックバンドWのグループ名を表記したことで強調されている。

また、会社Hは、インターネット上において、カトリック教会に対して憎悪に満ちた見解を公表しており、冒瀆の意図は十分な明白性があることが証明された。

② 「公共の平穏」メルクマールについて

本件豚Tシャツは、公共の平穏を乱すのに適するものであった。公共の平穏は、人が自身では防ぐことのできず、信仰のために差別され、中傷にさらされる心配をすることなく、共同体の中で生きていけることである。ここでは現実の平穏の妨害は必要ではない。攻撃が公衆の法的安定性への信頼を脅かすという恐れ of 正当な理由が存在すれば十分である。正当な恐れとは、共通の信条によって結びついた住民集団の他者との平穏な共同生活を脅かし、それによって、法秩序に

70) BVerfGE 93, 1.

71) "IESUS NAZARENUS REX IUDAEORUM (ユダヤの王なるナザレのイエス)" の頭文字をとったものである。

よって保護された尊重ないし信念への寛容という被害者の正当な信頼が侵害されること、もしくは、冒瀆された信条をもつ信奉者に対する第三者による不寛容を醸成することである。本件の意見表明は、意見表明の受け手によって不寛容を醸成するに適するものであった。攻撃された者の反応によって現実の公共の平穏が乱されることを防ぐことが重要であり、検察の捜査手続打ち切りに対する何千人ものカトリック信者の抗議活動がこのことを証明している。

(2) 行政事件における信条冒瀆罪

(a) マリアシンドローム事件⁷²⁾

(i) 事案の概要

本件の原告は劇場の登録団体である。原告がロック喜劇『マリアシンドローム』を上演しようとしたところ、被告治安当局は、秩序処分をもって、原告の公然とした上演を禁止した。上演禁止の根拠は、他者の宗教的信条が侵される冒瀆によって、刑法 166 条の意味における犯罪行為の危険が存在することであった。行政裁判所は禁止の違法性の確認を退けた。コブレンツ上級行政裁判所は控訴を棄却し、連邦行政裁判所は上告の不許可に対する原告の抗告を棄却した。

コブレンツ上級行政裁判所⁷³⁾が、判決において、禁止の違法性の確認を退けた理由は以下のとおりである。

① 芸術の自由について

著者の書いたロック喜劇は芸術を意図したものであったため、原告は芸術の自由を主張しうる。しかし、芸術の自由は制約なく保障されるわけではない。基本権の境界の範囲という問題については、基本法的価値秩序との一致を考慮に入れた憲法適合的な秩序が基準となる。その際、社会的な共同生活のための中心的要素とは、倫理的にどうしても必要な刑法上の刑罰規範である。刑法 166 条もそのような刑罰規範に属しており、基本法 4 条 1 項および 2 項が保障する信仰・良心・信条の自由に関して、宗教および世界観に刻印された寛容の思想において、

72) BVerwG 1. Senat, 11. Dezember 1997, Az: 1 B 60/97, NJW 1999, 304.

73) Oberverwaltungsgericht Rheinland-Pfalz 11. Senat, 2. Dezember 1996, Az: 11 A 11503/96, NJW 1997, 1174.

公共の平穩が保護される。

芸術作品に関して、公共の平穩を乱すのに適する態様で宗教的信条を冒瀆したか否かは、個別の事件のすべての事情を評価して注意深い考慮が行われ、芸術の自由と刑法166条の法益との衡量が重要である。

② 「冒瀆」メルクマールについて

まず第一に、『マリアシンドローム』は、キリスト教、とりわけ、カトリックの信条の根本教義であり信仰秩序である、処女懐胎・聖母マリア・イエス・神を冒瀆し、攻撃するものである。

また、『マリアシンドローム』は、刑法166条1項の意味において、他者の信条を冒瀆している。芸術の自由の保護は冒瀆の概念について制限的な解釈を要求する。基本法が芸術の自由に認めている高次の地位を念頭におけば、とりわけ粗野な軽蔑の意見表明だけが冒瀆であるとみなされる。その際決定的なことは、作品の印象を芸術上の作品に対して客観的な意味内容によって明らかにし、少なくとも人の理解を得ようと努力することである。『マリアシンドローム』は、全般的にキリスト教の信仰表象を単に笑いものにするように表現しており、多くの信者にとって神聖なものを誹謗するものである。これらの評価は、個々のテキストの一節だけによるものではなく、ロック喜劇の台詞や言い回しの内容ならびに上演の方法および態様を考慮したものである。これらの全体の印象について、言葉と表現物は、性に関する領域と排泄物に関する領域が全面に出ており、著者によって意図されていたかもしれない批判の兆しが完全に台無しになっている⁷⁴⁾。

また、脚本の記述をおよそ1時間半から2時間にわたって表現することは、際立って特徴的であり傷つけることが明白な笑いものにする歌によって促進される。上演会場には誰でも出入りすることができ、上演スケジュールも広く告知されていたことから、戯曲が上演されたならば冒瀆は公然と行われたであろう。

冒瀆的な意見表明は、特定の集団に向けられることを必要としない。公共の平穩が乱される恐れがあればそれで足りる。

③ 「公共の平穩」メルクマールについて

74) 判決文は、劇中の露骨な性や排泄物に関する表現を引用しながら、『マリアシンドローム』のストーリーを述べている。

上記の態様における冒瀆は公共の平穩を乱すのに適している。ここでは、宗教的な信条への尊重が侵害される恐れ、さらに、傷つけられた信条をもつ信奉者に対する第三者による不寛容が醸成される恐れ of 正当な根拠が存在する。『マリアシンドローム』の内容の事前告知によって大きな驚愕がもたらされ、被告治安当局に対して市民は行政行為を主張する文書および新聞に掲載された投書を提出した。司教区は警察の介入を要請する文書を提出した。脚本の著者は、口頭審理において、すでに自身に対して殺害予告があったと述べた。結局、戯曲の上演について部会は、原告が際立って蔑むような態様で本質的な信仰表象を取り扱ったがゆえに、信心深いキリスト教徒に対する不寛容を引き起こすに適するものであるとした。

宗教・世界観に関する問題における寛容は国内の平穩に属し、自由で多元的な社会なしに、また、貶められ脇に追いやられることへの恐れなしに寛容は存しない。それゆえ、『マリアシンドローム』は、芸術の自由を格別に考慮しても、冒瀆とみなされる。そこにはもはや、宗教的な議論の際の公正さやエチケットが認められない。

上演自体は、ライブ形式で行われ、音楽的な表現物によって笑いものにするが、そこにはまたとりわけ強烈な平穩妨害の危険がある。その際、信仰の表象によって狼狽したとを感じる人が公演に行ったかどうかは問題ではない。戯曲を抗議なく公然と演じられたとして、そのために劇評家の批評や観客の感想が報道されることによって、公共の平穩が危殆化されたとみなす。

(ii) 決定要旨

芸術の自由と刑法 166 条との衡量について

連邦憲法裁判所には芸術の自由と犯罪の構成要件とに関する決定がある⁷⁵⁾。連邦通常裁判所にもこの問題領域にかかわるものがある⁷⁶⁾。これらの判例に関して、基本法 5 条 3 項 1 号の芸術の自由の保障は条件が付されず保障されているが、第三者の基本権との境界についての限界がないわけではない。むしろ、憲法のすべての規定は衝突しうる。秩序のある人間的な共同生活は市民相互の配慮を

75) BVerfGE 81, 278. = 連邦国旗の侮辱決定。評釈として、西原 2004 : 198 以下。

76) BGHSt 37, 55.

前提とするだけでなく、基本法の保護が第一に保障する有効な国家秩序が正しく機能することを前提としているのである。憲法が保障する秩序を侵害する芸術作品は、国家の存続（Bestand）ないし憲法に直接的な危険をもたらす場合、ただちに制限に屈するわけではない。むしろ、すべての事案において、芸術の自由の行使とその他の憲法的法益とを、最善の実現可能性を目指して比較衡量を行わなければならない。芸術の自由と刑法166条の法益とのあいだで、個別の事件のすべての事情の評価を入念に考慮しなければならない。

刑法166条1項の保護の目的が、基本法4条1項の基本権的保障と関連があることは疑うまでもない。それゆえ、刑法166条1項の法益は基本権的な重要性の重みと、また、前面にある（im Vordergrund）にある法益と背後に潜んでいる法益との区別を決定することなく、個別の事件において芸術の自由の意義について考慮しなければならない。控訴審は、これに関して、上演の意図するところはキリスト教の信条を貶め中傷することであり、宗教・世界観に関する問題における寛容は国内の平穏に属し、自由で多元的な社会なしに存しえず、公然と貶され脇に追いやられることへの恐れなしに、信仰を追求できなければならないとした。

（3） ヴュンジーデル決定以前の裁判例・判例状況とその法解釈論上の問題点

ここまでヴュンジーデル決定以前の信条冒瀆罪の代表的な裁判例・判例をみてきたが、表現の自由の価値を念頭においた場合、多くの問題点を指摘することができる。ここではまず、信条冒瀆罪の法解釈の二段階である①「冒瀆」メルクマール、②「公共の平穏」メルクマールに分けて述べることにする。

① 「冒瀆」メルクマールについて

第一に、法実務上、「冒瀆」メルクマールは容易に充たされているという状況を指摘しなければならない。十字架にかけられた豚Tシャツ事件では、検察は一貫して、当該豚Tシャツが「冒瀆」であることを認めており、捜査打ち切りの判断の決め手は「公共の平穏」メルクマールであった。また、豚Tシャツ事件において、ニュルンベルク州高等裁判所は、豚Tシャツを芸術的な風刺画として取り扱わず、連邦憲法裁判所がシュトラウス風刺画事件において用いた異化判断の解釈手法⁷⁷⁾を採らなかった。

マリアシンドローム事件については、風刺画という表現形態ではないが、芸術の自由に関する問題として「批判の兆し」の可能性については認めるものの、ロック喜劇の台詞や言い回しの内容や上演の方法および態様を考慮し、「冒瀆」であるという判断を下した。確かに、表現態様によって、表現の受け手が傷つく程度が異なると判断すること自体は、妥当であろう。しかし、芸術の自由の価値を重視するのであるならば、行政裁判所は、上演禁止によって表現活動が世に出る前に公権力によって禁止されてしまうことの重大性に鑑み、「冒瀆」メルクマール判断の段階で「批判の兆し」についてよりふみこんだ判断を行うべきであった。

② 「公共の平穏」メルクマールについて

「冒瀆」メルクマールが、法実務上、容易に認定されやすい判断要素であることに鑑みれば、風刺や侮辱といった表現形態をとる宗教批判や宗教に関係する言説への法的介入に対する砦の役割を「公共の平穏」メルクマールが担っているといっても過言ではないだろう。そして、その砦としての役割はヴェンジーデル決定以後も失われてはいない。

ヴェンジーデル決定以前の段階において、「公共の平穏」メルクマールの判断は、冒瀆された信条をもつ信奉者に対する第三者による不寛容の醸成ということを重視してきたが、裁判例・判例は、不寛容の醸成ということについて、明確な基準を示してこなかった。これは、結局のところ、冒瀆をスキャンダル化することによって、「公共の平穏」メルクマールが冒瀆された信条をもつ宗教団体の反応や抗議の激しさに左右されるという帰結をもたらしてきた。マリアシンドローム事件については、戯曲の著者に対して殺害予告がなされているといった事情をも平穏妨害の危険の理由の一つとして挙げる。しかし、宗教集団の反応や抗議の激しさによって表現活動の事前の禁止を法が認めるとすれば、それはともすれば国家と宗教集団との協働による（広義の意味における）検閲にもなりかねない危険を内包している。

上記①・②にわたってここで言及しておかなければならないことは、警察法や

77) 風刺的表現の解釈手法について、BVerfGE 75, 369. = シュトラウス風刺画事件。評釈として、田口 2006 : 179 以下。詳細は、本稿Ⅲのムハンマド風刺画事件の検討において言及する。

集会法などの行政事件として現れてくる信条冒瀆罪にまつわる事案は、表現活動が行われる以前あるいは行われている最中において、国家が表現活動に介入するものであるということである。これは、刑法上の国家の刑罰権こそ発動しないものの、刑事事件に劣らずコミュニケーションの自由の行使に影響を及ぼしかねないものであり、刑法上の構成要件が影響を与える範囲は刑法にとどまらないということとは念頭におかねばならないだろう。

3 ヴェンジーデル決定の信条冒瀆罪への影響

ヴェンジーデル決定は、集会においてナチスの暴力的支配・恣意的支配の是認・賛美・正当化を規制する刑法130条4項の合憲性を連邦憲法裁判所が判断した事案である⁷⁸⁾。同決定は、意見表明の自由に関する近年の連邦憲法裁判所の判決のなかでも、基本法5条2項に関して新たな判断を示している点で特に重要であるとされている⁷⁹⁾事案であるが、本稿では信条冒瀆罪に与える影響を中心に同決定について言及する⁸⁰⁾。

(1) ヴェンジーデル決定の概観

(i) 事案の概要

異議申立人は、ナチスの高官であったルドルフ・ヘス (Rudolf Heß) の追悼集会を開くために、当局に集会開催の届出をした。これに対して、当局は、刑法130条4項と結びついた集会法15条1項にもとづき、当該集会の開催を禁止した。異議申立人は、この判断に対して、バイロイト行政裁判所およびミュンヘン上級行政裁判所に訴えを提起したがいずれも退けられ、連邦行政裁判所も当局の判断を支持した。これに対して、異議申立人は、刑法130条4項の合憲性と具体的事件におけるその解釈を主たる争点として憲法異議を提起したが、連邦憲法裁判所は刑法130条4項が合憲であるとの判断を示した。

78) BVerfGE 124, 300. 評釈として、土屋 2016 : 144 以下。また、ドイツのヘイトスピーチの法的規制という観点から検討を加えるものとして、毛利 2014 : 224 以下。

79) 土屋 2016 : 147。

80) ヴェンジーデル決定についての詳細な検討は次稿で行う予定である。

(ii) 刑法 166 条との関係におけるヴェンジーデル決定の要旨

ヴェンジーデル決定の争点は多岐にわたるが、信条冒瀆罪との関係で特に重要である論点は①刑法 130 条 4 項が一般法律であるか例外法であるかの判断、②刑法 130 条 4 項の保護法益である公共の平穩の射程の限定的理解、③ナチスの過去の特異性による例外法の正当化の三点である。これらの点を中心にヴェンジーデル決定の内容を概観する。

① 刑法 130 条 4 項が一般法律か例外法であるかの判断

基本法 5 条 2 項は意見表明の自由に対する制限として、一般法律を定める。一般法律とは、意見それ自体を禁止し、意見の表明それ自体に対して向けられている法律ではなく、特定の意見をまったく考慮せずに保護されるべき法益の保護に資するような法律である。

刑法 130 条 4 項は一般法律ではない。確かに、刑法 130 条 4 項は公共の平穩という一般的な法益保護に資するものである。しかし、刑法 130 条 4 項は、内容が開かれた、一般的な性質 (Art) において法益の保護の形を整えたものではなく、ナチスに対する特定の態度を表現する意見表明にのみ関連づけられている。それゆえ、刑法 130 条 4 項は、一般法律ではなく、例外法である。

② 刑法 130 条 4 項の保護法益である公共の平穩の射程の限定的理解

「挑発的な意見やイデオロギーとの対峙による市民の主観的な不安からの保護や、社会的あるいは倫理的な見解を根本的なものであるとみなして保持することを目指す、公共の平穩の理解は、意見の自由における介入として正当化に耐えるものではない。意見の争いにおける精神的な議論において必然的に伴われ、思想的な内容とその観念的な帰結を伴った不安は、意見の自由の不可欠な裏面であり、その制限のためのいかなる正当な目的も存しえない。観念的な帰結が脅かされ、現行の秩序の根本的な大変動へと向けられているような場合における、不安にさせる意見との対峙は、おそらく、自由な国家に属するものである。『一般の平穩感情』や『精神的な雰囲気』に毒を加えること (Vergiftung)』といった侵害からの保護は、全体主義的なイデオロギーや明白に誤った歴史解釈を行うことによる法意識を害することから住民を保護するといったような介入根拠も同様にほとんどないのである。また、住民の法意識において人権を強化するといった目

標が、対立する見解を抑圧するということは許されない。むしろ憲法は、社会的に批判や論争に耐え、市民的なアンガージュマンとして対応し、最後には忠誠(Gefolgschaft)の解放を拒むことのもとにおかれているのである。それに対して、もっぱら意見それ自体のゆえに耐えがたい思想に対して要求しうる限界としての公共の平穩の承認は、憲法が基本法5条1項において保障した自由の原理(Freiheitsprinzip)自体を無効にしてしまう。」

③ ナチスの過去の特特殊性による例外法の正当化

意見を制約する法律の一般性の前提条件は、基本法5条2項について、長きにわたる伝統的流れと結びつきにおいて、特定の信条・態度・イデオロギーに関わらず、意見表明からの法益保護を保障することを義務づけられた。この前提条件のために、その他の紛争に対して応用できない無比の位置関係にかかわるドイツ連邦共和国の歴史に刻印されたアイデンティティは、妥当性を要求しえない。

刑法130条4項は、もっぱらナチスの暴力的支配・恣意的支配の評価のみを対象としている例外規定であるため、憲法に違反するものではない。

(2) ヴェンジーデル決定による信条冒瀆罪をめぐる専門裁判所判決への影響

ヴェンジーデル決定は、ヘイトスピーチの検討との関係で多くの重要な論点を含むが、本稿では特に信条冒瀆罪との関係に着目する。信条冒瀆罪は、これまで述べてきたように、公共の平穩を保護法益とするが、ヴェンジーデル決定によって狭められた公共の平穩の射程は信条冒瀆罪をめぐる裁判所の判断にも影響を与えるに至っている。ここでは、ヴェンジーデル決定以後の信条冒瀆罪をめぐる専門裁判所の判決として、ゲイパレードにおける教皇風刺事件を取りあげる⁸¹⁾。

(i) 事案の概要

ミュンヘンで行われたクリストファー・ストリート・デイ(Christopher Street Day)⁸²⁾において、原告は政治的なデモ行進を行った。その際用いたトラックには、当時の教皇ベネディクト16世が化粧をしているイラストや避妊具を

81) VGH München, Urteil vom 8. März 2010-10 B 09. 1102, 10 B 09. 1837, NJW 2011, 793.

82) クリストファー・ストリート・デイとは、ヨーロッパの諸都市で広く行われているLGBTとその支持者のためのお祭り・デモである。

広げて親指と人差し指にはめているイラストが掲示され、その下には、「同性愛は重い罪悪である」、「同性愛者には、尊重と憐みをもって接しなさい!」といった言葉が添えられていた。

警察は、刑法 103 条（外国の機関および代表に対する侮辱）の疑いがあるとして、原告に対し、教皇を風刺するイラストの撤去を求め、応じなければデモへの参加を認めないとしたため、原告はイラストを撤去した。

原告は遂行的確認訴訟（Fortsetzungsfeststellungsklage）⁸³⁾を提起したが、ミュンヘン行政裁判所により棄却された。原告は控訴し、ミュンヘン上級行政裁判所によって訴えは認容された。

(ii) 判決の概観

警察は、公共の安全ないし秩序への危険が存在するとき、犯罪を予防するために、必要な措置をとることができる（バイエルン警察任務法 [Polizeiaufgabengesetz—PAG] 11 条）が、その際警察によって考慮された犯罪構成要件とは、刑法 185 条（侮辱罪）、刑法 103 条、刑法 166 条であった。

① 刑法 185 条、刑法 103 条の侮辱が成立するか

原告のデモ行進は、同性愛者に対する差別と排除に抗することに向けられており、初めから人格的な誹謗という想定は排除される。

イラストの下に書かれた「同性愛は重い罪悪である」等の言明は、カトリック教会による発言を引用したものであり、原告のトラックの言明の核心は、明らかにもっぱら批判的な意見表明として判断されるものであり、侮辱を意味しない。

刑法 103 条における侮辱は、刑法 185 条に準じるため、これも成立しない。

② 刑法 166 条が成立するか

冒瀆の構成要件は、そもそも原告は教会を批判したのであって、嘲笑したのではないため充たさない。

ヴェンジーデル決定を引用し、「挑発的な意見やイデオロギーとの対峙による

83) 行政裁判所法 113 条 1 項 4 文は、遂行的確認訴訟について次のとおり規定する。「行政行為が撤回またはその他によりすでに解決された場合において、原告がその違法の確認につき正当な利益を有するときは、裁判所は、申立てに基づいて、判決で、行政行為が違法であった旨宣言する。」訳文については、小山 1988 : 771、より引用。

市民の主観的な不安からの保護や、社会的あるいは倫理的な見解を根本的なものであるとみなして保持することを目標とする、公共の平穩の理解は、意見の自由における介入として正当化に耐えうるものではない⁸⁴⁾としたうえで、原告の批判は「形式において風刺的な形態が入り混じっていることはむしろ、クリストファー・ストリート・デ이의快活な個性が反映されたものであり、ましてや法の破砕 (Rechtsbruch) のしるしをつけているものではない」と確認した。

(3) 連邦憲法裁判所の賢慮？

(a) 浮かび上がる問い

これまで述べてきたとおり、連邦憲法裁判所は信条冒瀆罪について合憲性判断に直接的に踏み込むことはなかった。しかし、ヴェンジーデル決定において公共の平穩の射程に限定的理解をほどこすことによって、信条冒瀆罪の法実務上の意義はきわめて縮減されることになったといえるだろう。

連邦憲法裁判所は、法廷における判断として、信条冒瀆罪の合憲性ないし信条冒瀆罪の存廃論をめぐる立法論的見地に直接的に言及してきたことはない。しかし、連邦憲法裁判所の裁判官が在任期間中にあって、宗教的な侮辱表現という問題に関して沈黙を貫いているということでもない。

連邦憲法裁判所長官のアンドレアス・フォスクーレ (Andreas Voßkuhle)⁸⁵⁾は、あくまで個人的な見解であるとしたうえで、信条冒瀆罪の刑法典上の維持を肯定する議論を展開している⁸⁶⁾。また、ヴェンジーデル決定において、意見表明の自由についての報告担当者として大きな役割を果たした⁸⁷⁾とされるヨハネス・マージング (Johannes Masing)⁸⁸⁾は、ヴェンジーデル決定について論じた論攷の中で、意見の自由は「予測のつかないダイナミズム (Dynamik) を解き放っており、このことはリスク、不安を意味する」⁸⁹⁾とし、意見が危険なものである

84) BVerfGE 124, 334.

85) フライブルク大学公法学教授。

86) Voßkuhle 2011.

87) 毛利 2014: 232 以下。

88) フライブルク大学公法学教授。

89) Masing 2012: 585.

一例として、ムハンマド風刺画事件を挙げている⁹⁰⁾。

このように連邦憲法裁判所の裁判官による論攷等において示される宗教的な侮辱表現に関する直接的な見解の表明のみならず、信条冒瀆罪をめぐる公共の平穩の学説上の論争⁹¹⁾も、ヴンジーデル決定において公共の平穩の射程を限定するにあたってはおそらく連邦憲法裁判所の裁判官たちによって検討されたものと思料される。

ヴンジーデル決定と同決定の下級審の連邦行政裁判所の判断との比較において、筆者にとって特に興味深く思われることがある。連邦行政裁判所の判決は、公共の平穩を保護法益とする刑法の条文の例示として、刑法 126 条（犯行を行う旨の脅迫により公共の平穩を乱す罪）と刑法 166 条（信条冒瀆罪）を挙げる⁹²⁾。他方、連邦憲法裁判所が同様の例示として挙げるのは、刑法 126 条、刑法 140 条（犯罪行為への報酬の支払および是認）、刑法 130 条 1 項から 3 項（民衆扇動罪）であり、ここでは刑法 166 条は言及されていない。

これまで、連邦行政裁判所にとり、信条冒瀆罪が一般法律であることは自明のことであり、そのことは、本稿Ⅱで言及したとおり、2006 年連邦議会報告書⁹³⁾において連邦政府が明確に述べたところでもあった。このような連邦行政裁判所の立場は、刑法 130 条 4 項が一般法律であるか否かの判断においても基本的に踏襲されており、ヴンジーデル決定の下級審の連邦行政裁判所判決は、刑法 130 条 4 項は一般法律であるので憲法適合の要求を充たすとしていた⁹⁴⁾。しかし、すでに述べたように、連邦憲法裁判所によって、刑法 130 条 4 項は、一般法律であることが否定され、例外法であることが明らかにされた。

連邦憲法裁判所のヴンジーデル決定における一般法律と例外法をめぐる判断は、信条冒瀆罪の合憲性判断について以下の問いを見え隠れさせる。①政治的集団や労働組合などには与えられない侮辱からの保護が宗教団体・世界観団体のみに与えられるなかで信条冒瀆罪は一般法律足りえるか。②もし信条冒瀆罪が一般

90) Masing 2012 : 585.

91) 本稿Ⅳにおいて言及する。

92) NJW 2009, 99.

93) BT-Drucks. 16/3579.

94) NJW 2009, 99.

法律ではないと判断されたとしても、ヴェンジーデル決定において例外法を合憲とするための論拠として提示された「ナチスの過去の特异性」の射程は信条冒瀆罪にまで及びうるだろうか。

管見のかぎり、信条冒瀆罪を検討する文脈において、裁判例・判例および学説のなかでナチスの過去に言及するものはそう多くはない。そのような状況のもとで、信条冒瀆罪との関係でナチスの過去にふれるのは、連邦憲法裁判所長官たるフォスクーレである。

(b) フォスクーレの信条冒瀆罪をめぐる「個人」としての見解

(i) 前提

現在の連邦憲法裁判所は、イデオロギーを排しチームプレーを重んじるという長官フォスクーレの思想が連邦憲法裁判所全体の方針となっている⁹⁵⁾とされることから、長官の意見が即連邦憲法裁判所全体の意見として共有されるということは考えにくい。また、フォスクーレは第二法廷に属していることから、もし仮に信条冒瀆罪をめぐる事件が連邦憲法裁判所に持ち込まれたとしてもフォスクーレ自身が判断を下す可能性はきわめて薄いだろう⁹⁶⁾。

これまで、連邦憲法裁判所の裁判官となった人物が、在任期間の前後に信条冒瀆罪に関する見解を明らかにしてこなかったわけではない。たとえば、刑事法学者ヴィンフリート・ハッセマー (Winfried Hassemer) は信条冒瀆罪の刑法典上からの完全削除の主張を在任期間以前に行っている⁹⁷⁾し、公法学者ディーター・グリム (Dieter Grimm) は、在任期間後、ムハンマド風刺画事件後に宗教的な侮辱表現に関する自らの見解を明らかにし、信条冒瀆罪の存置を認めた上で検討を加えた⁹⁸⁾。

フォスクーレの見解は、ヴェンジーデル決定後に公表された連邦憲法裁判所の

95) 三宅 2014 : 28。

96) 連邦憲法裁判所には、第一法廷・第二法廷の二つの法廷が設置されている。一定の場合に他の法廷の裁判官が一方の法廷の裁判官の職務を代行することはあるが、法廷の長は代行となることができない。また、一方の法廷の裁判官が他方の法廷に移籍することはない。なお、第一法廷は「基本権部」、第二法廷は「国事裁判部」といった基本的な役割分担が存在する。小野寺 2013 : 111 以下。

97) Hassemer 1984。ここでのハッセマーの見解を紹介するものとして、田中 1999。

98) その内容については、本稿Ⅳにおいて詳述する。

現役裁判官の「個人的」な所見⁹⁹⁾として、検討に値するだろう。

(ii) 信条冒瀆罪維持肯定論

フォスクーレは、国家の宗教対立解決のための法的・実地的な可能性を過大評価してはならないとしたうえで、部分的にはその可能性の境界づけ (Begrenzungen) はすでに横たわっている (horizontaler) 宗教対立を調停することが国家に要請されるかぎりにおいて、国家の宗教的・世界観的中立性の義務に内在しているとする¹⁰⁰⁾。

このような前提にたったうえで、特殊な例としてではあるが、とりわけ激しい宗教批判は、個人が第三者の侵害を恐れて信仰を実践することから隔たってしまうというような社会的な雰囲気 の発生に寄与してしまいうことを指摘する。そのような宗教批判による宗教実践の自由に対する威嚇的な効果は、極端な場合においてのみ認められるものであろうとしたうえで、フォスクーレがその歴史的な例として挙げるのが、ワイマール共和国におけるユダヤ系の住民に対するナチスのプレスの扇動¹⁰¹⁾である¹⁰²⁾。

このような状況下においては、国家は宗教実践の自由を第三者に対して貫徹すべく、該当する宗教集団の構成員を保護するための平穩確保義務 (Friedenssicherungspflicht) を果たさなければならず、この義務を過度の宗教批判から保護するために具体化したものが刑法 166 条であるとする¹⁰³⁾。

(iii) フォスクーレの見解に対する批判

上述のフォスクーレによる、ナチス支配の過去を背負ったドイツにおいて信条冒瀆罪が存在する意義への言及には、教会法学者ハンス・ミヒャエル・ハイニッヒ (Hans Michael Heinig)¹⁰⁴⁾による批判が存在する。

99) ここでのフォスクーレの見解は、2010 年の講演会において示した「個人的見解」であることが、論放の前書き部分において明示されている。Voßkuhle 2011 : 3.

100) Voßkuhle 2011 : 15.

101) ここで、フォスクーレが扇動の事例で取り上げるのは、反ユダヤ主義的週刊新聞『前衛 (Der Stürmer)』において、ユダヤ人を全世界にまたがる蛸あるいは蜘蛛として描写することで、ユダヤ人に対する憎悪をかきたてようとしたものである。Voßkuhle 2011 : 20.

102) Voßkuhle 2011 : 20.

103) Voßkuhle 2011 : 20.

ハイニツヒは、ワイマール共和国において、言葉による攻撃がナチスによるユダヤ人やその他の宗教的少数派に対するその後につづく物理的暴力を準備し、このような扇動がポグロムやホロコーストを招来したことを指摘する。しかし、ワイマール期と現代の比較につき、現代においては「平穩の危殆化は宗教を嘲笑された信奉者に由来する」といった点で事情を区別すべきことを主張する¹⁰⁵⁾。

(c) 死亡宣告あるいは延命装置？

ここまで見てきたように、ヴンジーデル決定は、刑法130条4項の保護法益である公共の平穩の射程を限定的に解し、その判断は信条冒瀆罪をめぐる専門裁判所の判決においても受容されるに至っている。このようにして、信条冒瀆罪が適用される事案はますます少なくなり、法実務的な意義をいっそう失うことになることも想像にかたくない。

しかし、信条冒瀆罪が法実務上の意義をほとんど失ってなお残る、信条冒瀆罪の象徴的な意義は無視しえない。確かに、法実務上の意義につき、ヴンジーデル決定は刑事裁判において信条冒瀆罪の有罪判決が下される可能性に対する「死亡宣告」と評しうるほどに、これまでの信条冒瀆罪の公共の平穩の射程を大幅に狭めた。しかし、むしろ、ヴンジーデル決定による公共の平穩の限定的解釈が、法実務上の濫用を防ぎ、正当性を下支えし、刑法典上に存続させるといった点で、「延命装置」のような機能を発揮する可能性も指摘しうる。

ヴンジーデル決定は明白に信条冒瀆罪の法解釈論上の重要な転軸点であった。しかし、新たな公共の平穩の限定的な解釈はヴンジーデル決定それ自体の文脈において問題点を指摘される¹⁰⁶⁾ところであって、さらにふみこんだヴンジーデル決定の検討を行うことなしにはこの転軸点の意義の解明を貫徹しえない。

信条冒瀆罪にとっての、ドイツが背負うナチス支配の過去との関係は、ヴン

104) ゲッティンゲン大学公法・教会法・国家教会法教授。

105) Heinig 2016: 10.

106) 毛利は、ヴンジーデル決定の公共の平穩の限定的理解による刑法130条4項の成立範囲の限定がナチスの特殊性によって緩められていることに関して、「公共の平穩要件がどの程度の歯止めとなるのか、結局はあいまい」であることを指摘する。毛利 2014: 227。このナチスの特殊性については、歴史的な文脈が基本権への介入をどの程度まで正当化しうるのかという問題（これを指摘するものとして、たとえば、Payandeh 2010: 940）の射程を見極めなければならないだろう。

ジーデル決定における「ナチスの特殊性」という論点を追究することによって克明に描き出されることになるだろう。この課題は、歴史的に形成された少数者集団に対する苛烈な差別・扇動が問題となっている日本においてきわめて重要な意義をもつと考えられるため、稿を改めたうえで詳細な検討を加えることが適切である。それゆえ、次稿においてヴェンジーデル決定を検討したのちに、信条冒瀆罪とナチスの過去との関係を改めて再訪する。

本稿の段階においては、信条冒瀆罪にとってのヴェンジーデル決定が「死亡宣告」であったのか、あるいは「延命装置」であったのかについては結論を提示することはかなわず、ただその論点を示すにとどめる。

4 ドイツ法の文脈におけるムハンマド風刺画事件の検討

ここまでは実際にドイツで起きた裁判例・判例を検討してきた。以下では、ムハンマド風刺画事件がドイツで起きたと仮定し、ドイツ法における現在までの裁判所の判断枠組みのもとで信条冒瀆罪の成立の可否を検討する。

(1) 「冒瀆」メルクマールについて

アルミン・シュタインバッハ (Armin Steinbach)¹⁰⁷⁾の整理するところに従い、ムハンマドの風刺画を二つの側面に分けて検討する。第一は、聖像禁止を戒律で禁止するイスラム教の指導者ムハンマドを描いたこと。第二は、その描かれた12枚のムハンマドのイラストの中に、ムハンマドのターバンを爆弾として描いたものがあったことである¹⁰⁸⁾。

① 聖像禁止について

聖像禁止は、イスラム教の宗教集団によって信条実践ために生み出された秩序であり、信条冒瀆罪の意味における「制度」の本質的部分を形成する。しかし、その「制度」を尊重しないことは、構成要件的に「冒瀆」ではありえない。とい

107) シュタインバッハは、EU 法・憲法などを専門とし、ルートヴィヒ・マクシミリアン大学においてルドルフ・シュトラインツ (Rudolf Streinz, 公法・EU 法教授) のもとで 2007 年に法学博士号を取得した。

108) Steinbach 2006 : 496.

うのも、信者ではない者に対してまで宗教の「制度」が拘束力をもつというほどまでには、信条についての寛容の要請は広範なものではない¹⁰⁹⁾。

② ムハンマドのターバンを爆弾として描いたイラストについて

爆弾のムハンマドのイラストは、イスラム教徒にとって預言者に対する中傷と感じられるものである。キリスト教の教会にとってキリスト崇拝やキリストの受肉やキリストの受難が信条冒瀆罪の意味における「制度」とされてきたように、イスラム教徒の信仰にとってもムハンマドの崇拝はイスラム教の涵養の本質的部分を形成するものである¹¹⁰⁾。

爆弾のムハンマドのイラストは、意見表明の自由、芸術の自由、プレスの自由の保護範囲のうちにある法益と、他者の宗教的な信条に対して寛容を示すという、宗教の自由によって憲法的に保障された要請という法益とのあいだの緊張した領域におかれている。このような緊張関係から原則的に「冒瀆」の概念の解釈は制限的な基準が妥当する¹¹¹⁾。

判例の傾向から認識しえるかぎりでは、言葉による客観的な批判をもたらしただけの場合ないし客観的な議論への観念的な心づもりを明らかにしえた場合には、風刺画だからといってただちに信条冒瀆罪の意味における「冒瀆」を充たすのではない。芸術の自由の保護は、風刺的な異化が結局意図的に客観的な批判に奉仕する目的であった場合には優位を享受する¹¹²⁾。

風刺画という表現形式の事件において、イラストを描く者は芸術の自由を主張する。芸術ジャンルとしての風刺画の特性は、宗教的な信条の冒瀆か否かという疑問に際して、一定の方式を要求する。風刺的な表現物は、まず、判断する前に、その言葉と図画がまとっている衣服をぬがせなければならない。それから、二段階の解釈プロセスがもたらされる。第一は言明の核心(Aussagekern)を調べることで、第二は風刺的装飾(karikierende Einkleidung)を評価することである¹¹³⁾。

爆弾のムハンマドに関して、風刺的装飾の衣服はきわめて薄い。なぜならば、

109) Steinbach 2006 : 496.

110) Steinbach 2006 : 497.

111) Steinbach 2006 : 497.

112) Steinbach 2006 : 497.

113) Steinbach 2006 : 497f.

風刺の様式は、本質的な内容のある言明に対する芸術的な形式のいかなる重大な異化も見出しえないからである。客観的な観察者には、イスラムの代理人としてのムハンマドがテロリストであるとの非難が否応なく想起される。爆弾のムハンマドのイラストは、言葉によって宗教団体を犯罪者組織と呼んだ例¹¹⁴⁾に相当するだろう。したがって、このイラストは、ムハンマドを中傷するのみならず、イスラムを全体として暴力主義であると同格視している¹¹⁵⁾。

(2) 「公共の平穏」メルクマールについて

ここまで見てきたとおり、信条冒瀆罪の裁判上の判断枠組においてはムハンマドの風刺画が「冒瀆」メルクマールを充たす可能性を示した。しかし、ムハンマド風刺画事件が信条冒瀆罪の構成要件を充たすためには、「公共の平穏」メルクマールをも充たさなければならない。

本稿Ⅲにおいて述べてきたとおり、ヴェンジーデル決定以前と以後では公共の平穏の射程は大きく異なる。ヴェンジーデル決定以前においては、豚Tシャツ事件などのように、冒瀆された宗教団体の抗議行動の激しさが判断の決めてとなっていたのが実状であった。しかし、連邦憲法裁判所はヴェンジーデル決定において「市民の主観的な不安」にもとづく意見表明の自由への介入を否定した。ムハンマド風刺画事件は現実にイスラム教徒の激しい怒りと抗議行動とを引き起こしたが、ヴェンジーデル決定の判断枠組のもとでは「公共の平穏」メルクマールを充たさないと考えられる。

それゆえ、現時点におけるドイツの裁判所の判断枠組のもとでは、ムハンマド風刺画事件の風刺画は信条冒瀆罪の構成要件を充たさない。

5 小括

裁判例・判例における信条冒瀆罪の検討とムハンマド風刺画事件における同罪の成立の可否の考察を行ってきたが、その全体を貫く問題は公共の平穏という構成要件が果たしてきた構成要件限定機能とその限定機能への疑義であると指摘で

114) OLG Celle 1. Strafsenat, 8. Oktober 1985, Az: 1 Ss 154/85, NJW 1986, 1275.

115) Steinbach 2006 : 498.

きる。

ヴンジーデル決定は、公共の平穩の構成要件限定機能への疑義に応答し、その機能のいっそうの明確化をはかろうとしたものといえよう。これは、同決定以前から専門裁判所の裁判例・判例における信条冒瀆罪の公共の平穩の射程の限定をはかり、同罪を「不快感」の領域から遠ざけようとする立場をとる者にとっては、福音ともいえる判断であったことは想像にかたくない。

しかし、裁判というかたちであらわれてくる前段階の警察法的・集会法的手段による中止命令や表現態様の制約につき、裁判で争われなかったものは本稿では十分な考察の対象とすることができなかった。それゆえ、警察法的な側面で作用する信条冒瀆罪の問題については、ヴンジーデル決定以降問題が解消したとの拙速な断定は慎まなければならない。ただし、ヴンジーデル決定の公共の平穩の解釈が信条冒瀆罪の警察法の場面で専門裁判所によって受容されているという事実が、規制当局が判断する場面にも影響を与える可能性は少なくなかろう。

ここまで見てきたとおり、法実務において信条冒瀆罪の存在する意義はごくわずかなものとなった。しかし、そのような状況下でも、本稿Ⅳで示すとおり、信条冒瀆罪の刑法典上の存置はドイツの法律関係者の圧倒的な支持を受けている。ドイツの法学者がいかなる論拠をもって信条冒瀆罪の維持を主張し、あるいは、その反対の立場がいかなる主張をするのか。歴史的に深い根をもち外面上は近代化の洗礼を受けた信条冒瀆罪が、ドイツ社会におけるイスラムという現代的な事情のもとで、いかなる意義をもちえ、また困難をはらむのか。これらのことを以下で検討する。

(以下次号)

参考文献

邦語文献

石川健治 (2003) 「人格と権利」 ジュリスト 1244号

石川健治 (2004) 「イン・エゴイストス」 長谷部恭男／金泰昌編『法律から考える公共性』(東京大学出版会)

- 石川健治 (2007)『自由と特権の距離 [増補版]』(日本評論社)
- 石川健治 (2010a)「〈非政治〉と情念」思想 1033 号
- 石川健治 (2010b)「インディフェレンツ」早稲田大学比較法研究所編『比較法と法律学』(成文堂)
- 石川健治 (2013)「公法における『人』の属性」公法研究 75 号
- 石川健治 (2015)「Une vieille histoire」法学教室 412 号
- 井田良 (2014)「外国法(学)の継受という観点から見た日本の刑法と刑法学」早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法』(成文堂)
- 伊藤司 (1987)「刑法における宗教感情に関する一考察」社会科学論集 27 集
- 上村都 (1998)「意見表明の自由と集団の名誉保護」名城法学論集 25 集
- ジェレミー・ウォルドロン (2015) (谷澤正嗣・川岸令和訳)『ヘイト・スピーチという危害』(みすず書房)
- 内海朋子 (2016)「感情の刑法的保護について」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論集 [上巻]』(成文堂)
- 岡井宏文 (2007)「イスラーム・ネットワークの誕生」樋口直人ほか共著『国境を越える』(青弓社)
- 岡田健一郎 (2011)「戦後ドイツ公法学における『暴力独占』論について」一橋法学 10 巻 3 号
- 奥平康弘 (1995)「映画“Natural Born Killers”と小説『悪魔の詩』をめぐる」書斎の窓 No. 443
- 奥平康弘 (1999)『「表現の自由」を求めて』(岩波書店)
- 奥平康弘 (2006)『治安維持法小史』(岩波書店)
- 小野寺邦広 (2013)「連邦憲法裁判所の組織」畑尻剛／工藤達朗編『ドイツの憲法裁判 第二版』(中央大学出版部)
- 栗城壽夫 (2003)「ヨーゼフ・イーゼンゼーの憲法理論」ドイツ憲法判例研究会編『保護義務としての基本権』(信山社)
- 小林憲太郎 (2012)「『法益』について」立教法学 85 巻
- 小山剛 (2003)「イーゼンゼーの基本権保護義務論 [解説]」ドイツ憲法判例研究会編『保護義務としての基本権』(信山社)
- 小山剛 (2006)「意見表明の自由と集団の名誉」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 II (第 2 版)』(信山社)
- 小山正善 (1988)「“遂行的確認訴訟”について」山口経済学雑誌 37 巻 5・6 号
- 齋藤金作 (1960)「1959 年ドイツ刑法各則草案」早稲田大学比較法研究所紀要 13 号

- 齋藤金作 (1961) 「1960年ドイツ刑法草案」早稲田大学比較法研究所紀要18号
- 阪口正二郎 (1994) 「差別的表現規制が迫る『選択』」法と民主主義289号
- 阪口正二郎 (1998) 「表現の自由をめぐる『普通国家』と『特殊国家』」東京大学社会科学研究所編『国家の多様性と市場』(東京大学出版会)
- 櫻庭総 (2012) 『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服』(福村出版)
- 新谷一幸 (1981) 「十九世紀前半期における犯罪と刑罰に関する一考察」法学雑誌28巻1号
- 須藤陽子 (2010) 『比例原則の現代的意義と機能』(法律文化社)
- 曾我部真裕 (2013) 『反論権と表現の自由』(有斐閣)
- 曾我部真裕ほか (2015) 「表現の自由」論究ジュリスト14号
- 田口精一 (2006) 「芸術の自由と人間の尊厳」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅱ(第2版)』(信山社)
- 建部雅 (2014) 『不法行為法における名誉概念の変遷』(有斐閣)
- 田中久美 (2013) 「不快な行為に対する刑事制裁について」龍谷大学学術機関リポジトリ (<http://hdl.handle.net/10519/5167>)
- 田中裕藏 (1999) 「ヴィンフリート・ハッセマー著『世俗化された法秩序における宗教犯罪』」帝京法学21巻1号
- 田中裕藏 (2000) 「ヴォルデマール・フォン・ローラント著『宗教犯罪の歴史的変遷』」帝京法学21巻2号
- 田中裕藏 (2005) 「宗教犯罪に関する研究」新潟大学学術リポジトリ (<http://hdl.handle.net/10191/5464>)
- 土屋武 (2016) 「ヴンジーデル決定」自治研究第92巻第1号
- 内藤謙 (1977) 『西ドイツ新刑法の成立』(成文堂)
- 中澤俊輔 (2012) 『治安維持法』(中央公論新社)
- 西原博史 (2004) 「芸術の自由の行使と国旗の冒瀆」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第2版)』(信山社)
- 長谷部恭男／杉田敦 (2016) 『憲法と民主主義の論じ方』(朝日新聞出版)
- 濱口晶子 (2006) 「個人の人格的尊厳の憲法的保護」法政論集215号
- 林知更 (2016) 『現代憲法学の位相』(岩波書店)
- 樋口陽一 (2013) 「ヘイトスピーチと言論表現の自由」奔流第10号
- 日比野勤 (1983) 「国家の『中立化』と自由な国家」法学協会編『法学協会百周年記念論文集 第一巻』(有斐閣)
- 平野龍一 (1971) 「ドイツ刑法の改正」鈴木禄弥ほか編『概観ドイツ法』(東京大学出

版会)

- 法務大臣官房調査課編 (1954)『法務資料 329 号』
法務省大臣官房司法法制部編 (2007)『法務資料第 461 号』
法務省刑事局 (1963)『一九六二年ドイツ刑法草案』
三宅雄彦 (2014)「連邦憲法裁判所をめぐる法と人事」法律時報 86 卷 8 号
ジョン・ミルトン (2008) (原田純訳)『言論・出版の自由』(岩波書店)
宮沢浩一 (1968)「再び刑法改正対案について」法律時報 40 卷 12 号
棟居快行 (1999)「差別的表現」憲法の争点 (第 3 版)
村上玲 (2013)「宗教批判の自由と差別の禁止 (一)～(二・完)」阪大法学 62 卷 5 号、
62 卷 6 号
毛利透 (2002)「制度体保障と国家」比較法史研究第 10 号
毛利透 (2008)『表現の自由』(岩波書店)
毛利透 (2014)「ヘイトスピーチの法的規制について」法学論叢 176 卷 2・3 号
毛利透 (2016)「法曹実務にとっての近代立憲主義【第一回】」判例時報 2275 号
師岡康子 (2013)『ヘイト・スピーチとは何か』(岩波書店)
ルソー (1979) (川合清隆訳)「山からの手紙」西川長夫ほか訳『ルソー全集 第 8
卷』(白水社)
渡辺康行 (1999)「『憲法』と『憲法理論』の対話(四)」国家学会雑誌 112 卷 7・8 号
渡辺康行 (2014)「『たたかう民主制』論の現在」石川健治編『学問／政治／憲法』
(岩波書店)

欧文献

- Arnold Angenendt (2007), Gottesfrevel, in: Josef Isensee (Hg.), Religionsbeshimpfung.
Andreas von Arnould de la Perrière (2007), Grundrechtsfreiheit zur Gotteslästerung?, in: Josef Isensee (Hg.), Religionsbeschimpfung.
Jürgen Baumann (1969), Schuld und Sühne als Grundproblem heutiger Strafrechtspflege, in: Jürgen Baumann (Hg.), Mißlingt die Strafrechtsreform?. (ユルゲン・バウマン [川崎一夫訳]「今日の刑事司法の基本問題としての責任と贖罪」ユルゲン・バウマン編 [西原春夫・宮沢浩一監訳]『西独刑法改正論争』成文堂・1981 年)
Ernst-Wolfgang Böckenförde (1991), Die Entstehung des Staates als Vorgang der Säkularisation, in: Ernst-Wolfgang Böckenförde, Recht, Staat, Freiheit. (ベッケン

- フェルデ [桜井健吾訳]「世俗化過程としての国家の成立」法の理論 22・2003年)
- Winfried Brugger (2006), Buchbesprechungen und Buchanzeigen, Der Staat 45, 441ff.
- Winfried Brugger (2008), Buchbesprechungen und Buchanzeigen, Der Staat 47, 130ff.
- Joel Feinberg (1984), Harm to Others, New York, Oxford University Press.
- Joel Feinberg (1985), Offense to Others, New York, Oxford University Press.
- Joel Feinberg (1986), Harm to Self, New York, Oxford University Press.
- Joel Feinberg (1988), Harmless Wrongdoing, New York, Oxford University Press.
- Thomas Fischer (2014), § 166, in: Thomas Fischer, Strafgesetzbuch, 61. Aufl.
- Dieter Grimm (2008), Nach dem Karikaturenstreit: Brauchen wir eine neue Balance zwischen Pressefreiheit und Religionsschutz?, in: Juristischen Studiengesellschaft Karlsruhe, Jahresband 2007.
- Dieter Grimm (2009), Freedom of Speech in a Globalized World, in: Ivan Hare/James Weinstein, Extreme Speech and Democracy, Oxford, Oxford University Press.
- Dieter Grimm (2015), Charlie Hebdo und der Rechtsfrieden, Blätter für deutsche und internationale Politik 8/2015, 108ff.
- Winfried Hassemer (1984), Religionsdelikte in der säkularisierten Rechtsordnung, in: Gerhard Dilcher et. al. (Hg.), Christentum und modernes Recht.
- Hans Michael Heinig (2016), Muss/darf/soll das Recht vor Religionsbeschimpfungen schützen?, in: Michael Moxter/Christian Polke (Hg.), Blasphemie—Negation des Göttlichen und Lust am Frevel, i. E. (本稿執筆段階では未公開のため、引用頁数はハイニッヒ本人のホームページで公表されている PDF の頁数に拠る)
- Felix Herzog (2010), § 166, in: Hans-Ullrich Paeffgen et al. (Hg.), Strafgesetzbuch, Bd. II, 3. Aufl.
- Eric Hilgendorf (2009), § 166, in: Helmut Satzger et. al. (Hg.), Kommentar zum Strafgesetzbuch, 1. Aufl.
- Christian Hillgruber (2015), Zulässige Religionskritik: Ein Integrationshindernis ersten Ranges, F. A. Z. vom 28. 1. 2015, <http://www.faz.net/aktuell/politik/inland/zulaessige-religionskritik-ein-integrationshindernis-ersten-ranges-13389659.html> (最終閲覧日: 2016年7月11日)
- Tatjana Hörnle (2005), Grob anstößiges Verhalten.

- Tatjana Hörnle (2010), Strafe als Reaktion auf grob anstößiges Verhalten am Beispiel von Bekenntnisbeschimpfung und Holocaust-Leugen (§§ 166, 130 Abs. 3 StGB), in: Henning Rosenau/Sangyun Kim (Hg.), Strafrecht und Strafgerechtigkeit. (タチアナ・ヘアンレ [田中久美訳]「信条の冒瀆とホロコーストの否定を例とした、ひどく不快な行動への反作用としての刑罰 (ドイツ刑法 160 条、同 130 条 3 項)」金尚均／ヘニング・ローゼナウ編『刑罰論と刑罰正義』2012 年・成文堂)
- Tatjana Hörnle (2014), Kultur, Religion, Strafrecht—Neue Herausforderungen in einer pluralistischen Gesellschaft.
- Tatjana Hörnle (2015), Bekenntnisbeschimpfung (§ 166 StGB): Aufheben oder Ausweiten?, JZ 2015, 293ff.
- Josef Isensee (2007), Die staatliche Verantwortung für die Abgrenzung der Freiheitssphären, in: Eckart Klein (Hg.), Meinungsäußerungsfreiheit versus Religions- und Glaubensfreiheit.
- Josef Isensee (2013), Meinungsfreiheit im Streit mit der Religion—„Gotteslästerung“ heute, AfP 2013, 189ff.
- Theodor Lenckner (2006), § 166, in: Albin Eser (Hg.), Strafgesetzbuch, 27. Aufl.
- Rolf Lieberwirth (1998), Gotteslästerung, in: Adalbert Erler/ Ekkehard Kaufmann (Hg.), Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd. II, 2. Aufl.
- Johannes Masing (2012), Meinungsfreiheit und Schutz der verfassungsrechtlichen Ordnung, JZ 2012, 585ff.
- Stefan Mückl (2008), Der Schutz der staatlichen Ehre und der religiösen Gefühle in Deutschland, in: Otto Depenheuer et al. (Hg.), Der Schutz staatlicher Ehre und religiöser Gefühle und die Unabhängigkeit der Justiz.
- Michael Pawlik (2007), Der strafrechtliche Schutz des Heiligen, in: Josef Isensee (Hg.), Religionsbeschimpfung.
- Mehrdad Payandeh (2010), The Limits of Freedom of Expression in the Wunsiedel Decision of the German Federal Constitutional Court, German Law Journal 11, 929ff.
- Woldemar von Rohland (1902), Historische Wandlungen der Religionsverbrechen, in: Festschrift der Albrecht-Ludwigs-Universität in Freiburg zum 50 jährigen Regierungsjubiläum seiner Königlichen Hoheit des Grossherzogs Friedrich.
- Hans-Joachim Rudolphi/Klaus Rogall (2003), § 166, in: Jürgen Wolter (Hg.), Sys-

tematischer Kommentar zum Strafgesetzbuch.

Armin Steinbach (2006), Die Beschimpfung von Religionsgesellschaften gemäß § 166 des Strafgesetzbuches—eine Würdigung des Karikaturenstreits nach deutschem Strafrecht, JR 2006, 495ff.

Andreas Voßkuhle (2011), Religionsfreiheit und Religionskritik—Zur Verrechtlichung religiöser Konflikte.

Christian Waldhoff (2010), Neue Religionskonflikte und staatliche Neutralität.